

新型インフルエンザ等対策有識者会議
基本的対処方針等諮問委員会（第10回）議事録

1. 日時 令和3年1月13日（水）13：30～14：48

2. 場所 中央合同庁舎8号館 講堂

3. 出席者

《構成員》

会長	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
会長代理	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所所長
	大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物分野教授
	釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長
	小林 慶一郎	公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
	鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
	竹森 俊平	慶應義塾大学経済学部教授
	田島 優子	さわやか法律事務所弁護士
	舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
	谷口 清州	独立行政法人国立病院機構三重病院臨床研究部長
	中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士
	長谷川 秀樹	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
	脇田 隆宇	国立感染症研究所所長

《オブザーバー》

飯泉 嘉門	全国知事会会長
井上 隆	日本経済団体連合会常務理事
石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長

《事務局》

（内閣官房・内閣府）

西村 康稔	国務大臣
赤澤 亮正	内閣府副大臣
和田 義明	内閣府大臣政務官

吉田	学	新型コロナウイルス感染症対策推進室長
井上	肇	新型コロナウイルス感染症対策推進室次長
池田	達雄	内閣審議官
鳥井	陽一	内閣参事官
林	幸弘	政策統括官（経済財政運営担当）

（厚生労働省）

田村	憲久	厚生労働大臣
山本	博司	厚生労働副大臣
大隈	和秀	厚生労働大臣政務官
福島	靖正	医務技監
迫井	正深	医政局長
佐々木	健	内閣審議官

○事務局（鳥井） ただいまから第10回「基本的対処方針等諮問委員会」を開催いたします。開催に当たりまして、政府対策本部副本部長の西村国務大臣から挨拶をさせていただきます。

○西村国務大臣 先生方におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、オンラインでの御参加、ありがとうございます。先週に引き続いての諮問委員会となりました。

感染者の報告数、連日過去最多の水準が続いております。極めて強い危機感を先生方とも共有しながら、また、それぞれの感染拡大している知事の皆さんとも共有しながら対応してきているところでございます。

緊急事態宣言が発出をされたところでもあります。一都三県においては、御案内のとおり、飲食店における午後8時までの営業時間の短縮の要請、そして、昼間も含めた不要不急の外出自粛、移動の自粛。これは県をまたぐ移動も含めてであります。お願いをしております。

また、その関連で、出勤者の数を減らすという観点から7割減らすということで、テレワークの推進も経済界の皆様方にはお願いをしているところであります。取組が進められているところであります。

何としても人の流れをやはり減らしていかないと感染拡大を抑えられないという強い問題意識を持っているところでありますし、一都三県の知事と共有しながら対応を進めているところであります。

先ほど申し上げた県をまたぐ移動についても今回自粛を、そもそも移動の自粛をお願いしておりますので、当然、県をまたぐ移動も自粛をしていただくということで先般御議論いただいたところであります。ぜひ、このことを先生方も含めてワンボイスでこれもお伝えをしていかなければいけないというふうに思っております。

一都三県の知事とは昨日、菅総理と今の状況について意見交換を行ったところであります。事務レベルでもしっかりと連携をして対応していこうということで、連絡会議の場も設置をしたところであります。

また、一都三県以外にも医療がひっ迫した状況が続いております。ステージⅣの指標に該当する状況となっている地域が出てきているところでありますが、国の支援策も活用しながら、とにかく医療をしっかり守ってもらうということで厚労省の田村大臣からも様々な対応をされているところであります。

本日は、そうした状況を踏まえまして、緊急事態宣言の区域の変更案について諮問させていただければと思っております。

まず、この緊急事態措置を実施する区域に、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県及び栃木県を追加すること。そして、追加する7府県において、この緊急事態措置を実施すべき期間として明日、令和3年1月14日から令和3年2月7日までとす

ること。このことについてお諮りをしたいと思っております。

これに併せて、基本的対処方針もこれに伴う変更を行うこととしておりますので、諮問させていただきたいと思っております。

何としても、この2月7日までの間に感染を減少傾向にさせ、まずはステージⅢを目指す。そして、その上で対処方針にしっかりと書かせていただきました、改めて強く明記をさせていただいていますステージⅡ以下を目指していくということで取り組んでいきたいと考えております。国と地方と事業者の皆さん、国民の一人一人の皆さんと気持ちを一つにして取り組んでいければというふうに考えております。

今日も忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（鳥井） 次に、同じく政府対策本部副本部長の田村厚生労働大臣から挨拶をさせていただきます。

○田村厚生労働大臣 2週続けての開催でありまして、構成員の皆様方には心から御礼を申し上げます。

先週7日に緊急事態宣言が発令されたわけでありましてけれども、この効果というものはまだ足元の数字には表れておりませんが、直近の数字を見ておりますと、この一都三県以外の大都市圏をはじめ地域にも感染の拡大が見られてきているわけでありまして、改めて我々、緊張感を共有させていただいております。

そういう意味では、厚生労働省のアドバイザリーボードを今日の午前中に開催をさせていただきましたけれども、やはりそれぞれの委員の皆様方から色々な評価・分析をいただく中において、大都市圏中心に感染を早急に抑えていかなないとなかなか全国的な感染拡大を止められないであろうということでありまして、そういう意味でこの諮問委員会において、今日、エリアの拡大ということを御議論いただくということになっております。

今、西村大臣からもお話がありましたけれども、昨日、それぞれの知事さんとお会いさせていただきました。やはり医療の提供体制状況は非常に厳しいというお声をいただいております。それぞれの都県とも協力しながら、厚生労働省といたしましても医療界、これは病院団体もそうであります。それぞれと綿密に連携を取りながら、新しく新型コロナウイルスの患者を受け入れていただく。そういう医療機関も含めて、これから病床の確保というものをさらに加速してまいりたいというふうに思っております。色々なパッケージで支援もさせていただきますけれども、そのみならず、感染防護も含めて色々な対応を我々もさせていただきたいというふうに思っております。

併せて、雇用も大切だということでございますので、エリアにおいては、これは雇用調整助成金、10分の10という形の中で、色々な自粛をお願いさせていただきそれぞれの

企業には対応をさせていただきたい。こういうことであります。

いずれにいたしましても、このように国民の皆様方の行動に制限をお願いすること、大変申し訳なく思っております。本来ならば我々、行政としてそういうことをお願いすること自体、やるべきことではないわけでありましてけれども、今は感染を止めること、これがまず第一であります。そういう意味では、心苦しいわけではあります、どうか国民の皆様方、心をつににさせていただいて、我々の色々なお願い、ぜひとも御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○事務局（鳥井） ここで、報道の皆様には御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○事務局（鳥井） 本日は、井深構成員、川名構成員、朝野構成員が御欠席でございます。

また、御意見をいただくために、全国知事会から飯泉会長、日本経済団体連合会から井上理事、日本労働組合総連合会から石田副事務局長に御出席いただいております。

リモートの参加でございますが、大竹構成員、岡部構成員、釜范構成員、河岡構成員、小林構成員、田島構成員、谷口構成員、中山構成員、武藤構成員、それから、全国知事会の飯泉会長、連合の石田副事務局長となっております。

なお、本委員会については非公開ではございますが、議事の内容を記録し、公表することとさせていただいております。

それでは、ここからは尾身会長に議事進行をお願いいたします。

○尾身会長 今日また大事な会議ですので、よろしくお祈いします。今日は御存じのように、議題は基本的対処方針の変更についてということで、この1つです。

その説明を内閣官房からしていただく前に、今日の午前中、アドバイザリーボードが開催されましたので、その議論について簡単に脇田構成員からお願いいたします。

○脇田構成員 <参考資料1を説明>

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、引き続き、緊急事態宣言案及び基本的対処方針改訂案について、内閣官房からお願いします。

○事務局（池田） <資料1、2、3を説明>

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、今の事務局からの説明、政府案について御意見があったらどうぞ。まず、竹森構成員。

○竹森構成員 3点あるのですけれども、第1点です。前回の会議のときに、大阪などは11月の状況はひどかったけれども、その後状態が改善したのに、何で東京だけが悪化の一途なのか、という疑問を申し上げたのが、今回大阪などの状況も悪くなってきたわけです。前回の会議のときに非常に印象に残った資料がありました。資料4の繁華街における人出と感染者の関係の図で、大阪と東京と両方の状況が示されていたのですが、大阪の場合、人出が下がったら感染者も減少していた。ところが、東京の場合は人出が減っても感染者が増え続ける状態で、それを見て初めて東京の置かれた状況が分かりました。前回の会議でも、東京の場合はもはや飲食だけの問題ではなくて、あらゆるところに感染が広がっている議論がありましたが、その図を見てそのことの意味がよく分かりました。

現在の大阪の状況ですが、今の話を聞いておりますと、年末に飲食店の接客が増えて感染が増えたということで、私の印象では東京ほどひどい状態ではまだないのではないかと。つまり、とりあえず飲食店の営業時間を減らせば幾らか落ち着くのではないかとこの印象を受けましたが、その点についてお教えいただければと思っております。

それから、2番目の点なのですが、これで人口数からすると日本のかなりの部分が緊急事態の対象になりました。緊急事態宣言は我々が持っている一番強い手段ですね。国民が非常に心配しているのは、これで持ち駒を全部使い果たしたのではないかと。これ以上強いことはできないなら、これでもし駄目だったらどうなるのだろうということですね。これでもし駄目だったら、あと、どういう手段が取れるのかということ、現時点である程度、国民に示しておいたほうが安心につながるのではないかと思います。

病床崩壊とか医療崩壊というのは、言葉で言うとさらっとしていますが、要するに感染してもどこにも行けない状態で、患者が放置されるわけで、大変なことだと思うのです。そういうことが頻繁に起こる事態になったら、次に何ができるかというのがもう一つの点です。

3番目の点です。結局、特に午後8時以降の外出を自粛してくれというのは、国民の善意というのか、意思があって可能なことです。どれぐらい外出自粛が緊急な問題なのか。今、申しましたように、大阪の場合は、飲食を午後8時以降にしなければ感染を抑えられるかもしれない。東京の場合は、感染がもっと広がっているために、人出自体を減らさなければいけない必要があると思うのです。

私が、前日も申し上げたのは、イベントの中で、いわゆる大声を出さないイベントで客席を100%認めたという経緯があって、そういうところはどういう対応をするだろうというのを見ていましたら、ある交響楽団のウェブに載っているのですが、演奏会は予定どおり開催します。なぜなら、既に前売りのチケットが販売されている催し物については開催制限を適用しないという見解が政府より示されたと書いてありました。大声を出さないイベントについては、客席数を許容規模の100%にして前売り券を売ってしま

っているわけですね。恐らく、1月の公演はほとんど全部が前売り券を発売していて、ここでもし客席数を50%に減らす必要が出てくると多くのイベントをキャンセルしなければいけなくなり、大変な問題になるでしょう。しかし、大声を出さないほとんどのイベントが、緊急事態宣言に関わりなく予定どおり開催されることで果たして問題がないのだろうか。国民からすると、口では怖いことを言うけれども、緊急事態宣言は結局ザルではないか、本当に厳しいことは要求されていないのではないかという意識を持つのではないかと危惧しています。

このところが大事だと思うのですが、要するにどこで感染が出ているのかという認識が重要で、もし問題なのが飲食だけだったら、飲食が鬼門だということを、ある程度国民に伝えるべきです。だけれども、ほかにどこが鬼門なのか。例えば電車に乗る場合、満員電車はやはり駄目なのか。それから、コンサートで100%人がいるのはまづいのか。こういう点についての情報がないので、国民にとっては悪いのかいいのか、どういう行動は許され、どういう行動は許されないか、そこが分からない。この辺の見解をある程度はっきり出していただいたほうが、国民も方針が立てやすいと思います。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、谷口構成員。

○谷口構成員 御提示いただいた対象を拡大するという御提案に関しましては、明確なメッセージ性があるという意味で賛成いたします。

ただし、先ほど脇田先生からお話のありましたように、対象以外の地域でも今、増加しつつあるところがありますので、この中に、対象以外の地域では今ある感染源を可能な限り潰していく、制御していく、ということをしちんとメッセージとして出していきたいということと、先ほどの御議論もありましたが、ウイルスというものはどこかの場所にずっといるわけではなくて、人と人との感染伝播において維持されているわけですから、実際に今、感染場所は家庭、職場、施設のほうがずっと多いわけですよ。そこもきちんと言っていていただく必要がある。

そして、もうクラスター対策は大都市圏ではかなり難しくなっていて、接触者健診ができなくなりつつあると伺っています。そうになると、またこういう状況では無症候性感染者が比率として一定の比率が出ますから、これもどんどん増えてきます。そうしますと、特に地域で潜在的な感染者、接触者が増加するわけです。そうすると、一番危ないのは医療機関あるいは施設、人と頻回に接触するようなスタッフですから、そこで無症候性のスクリーニングをきちんやりとすることを明確に言っていただきたい。これは世界中でやられていることです。あちらではハイリスクエクスポージャー、ハイリスクトランスミッション。そういったところを対象として無症状スクリーニングをやるということが明確に言われているわけですから、この会としても明確なメッセージを出していただきたい。

そして2つ目は、これまで対処方針に色々書かれています。これが全て、今、どのぐらい実行されているのか。色々なことが書かれています、全然実行されていないものもあると思います。いちいち挙げることはしません。これはこの会として、きちんとその進捗状況、方針に書かれていることがどこまでできていて、先ほどの効果もそうすけれども、その評価もやっていただきたい。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、飯泉知事、どうぞ。

○飯泉知事会長（全国知事会） 今、西村大臣、田村大臣からそれぞれの知事との意見交換を積極的に行っていただいておりますこと、まずは感謝を申し上げたいと思います。

今回の基本的対処方針につきましては、賛成をさせていただきます。その中で先般、一都三県の緊急事態宣言。この発動を受けまして、1月9日、42名の知事ウェブ参加の下で全国知事会の緊急対策本部を開催させていただき、一都三県との不要不急の往来の自粛など、国民の皆さん方への宣言あるいは緊急提言なども取りまとめをさせていただいているところであります。

こうした中で大きく1点、それを実効あらしめるために3点申し上げたいと思います。

まずは、今回の緊急事態宣言のこの宣言の在り方についてであります。今回について、それぞれの知事たちが、少しタイムラグがある中、1つにまとめて活動をしていただくこと。これは非常に感謝を申し上げたいと思います。非常に迅速な対応であるということでもあります。

また、もう一つは、やはりトレンドを、今もそれぞれの皆さん方からあったように、しっかりと国のほうでも把握をしていただいて、今回の福岡のように逆に国のほうからぼんと押していただく。そして、知事との間でそうしよう。こうした点も重要となってまいりますので、それぞれの知事から言われたときに、ぱっとそうだねと。また、逆に国のほうでトレンドを把握する中で、緊急事態宣言の発動を、と言われたときに、その知事が分かりましたと。こうなるような迅速な対応を今後ともぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、これを実効あらしめるためということで、今ほども緊急事態宣言、日本にとっての最後のツールとなるところでありますので、よりその実効性をあらしめなければならないということになります。

そこで、まず第1点目についてであります。今回、対象区域が11都府県に広がることによりまして、飲食店はもとより、仕入先の関連業種などについても大きな影響が出るということで、この点については経済産業省から持続化給付金、累次の一時金の発動が決められたところであり、この点も評価をさせていただきたいと思います。

ただ、対象区域以外の道県の経済活動は今後大きな影響を受けてくることとなりますので、まずは地方創生臨時交付金について、今後、第三次補正が審査を行われることに

なりますが、早い段階での地方単独分の内示をお願いしたいと思ひますし、もしこれではなかなか足りないということになった場合にはぜひ予備費の発動を行っていただき、何としてもこの業を支えていく。こうした点についての御理解と御協力をお願いしたいと思ひます。

第2点目は、やはり特措法、さらには感染症法。先ほど積極的疫学調査の限界が来つつある。こうしたお話もあったところでありまして、これを何としても担保していく。そのためにも、この2つの法律についての改定。その方針などは今、出されてきているところでもあります。我々、全国知事会の提言を受けていただいているところであり、ぜひこれを一日も早く今回の通常国会で成立をお願いし、緊急事態宣言、より効果をあらしめるようお願いをしたいと思ひます。

そして最後、3点目ではありますが、前回1月7日のときにも申し上げました、出口戦略の関係として、ぜひ今、取っている対策の効果が出ているのだということ。もちろん、毎日というわけにはいかないと思ひますので、前回の緊急事態宣言のときのように2週間に一度など、この点について押谷先生からは、エビデンスはなかなか苦しいところがあるというお話も先般いただいたところではありますが、国民の皆さん方にも御理解をいただく。そして、出口がそう遠くなく見えてくるのだと。こうした希望を持って頑張ってくださいたくためにも、ぜひこの点については何らかの形の御工夫をお願いしたいと思ひます。

我々、全国知事会としても国と一致結束をして、何としてもこの厳しい局面、乗り切っていきたいと思ひますので、どうぞよろしくをお願いを申し上げたいと存じます。

○尾身会長 どうもありがとうございました。それでは、小林構成員。

○小林構成員 私も基本的対処方針の改訂には賛成をいたしますが、その際、この3日間、緊急事態宣言を出された後の反応というものをメディアの人などから色々聞いておりますと、やはり夜8時までの営業の時間短縮、そして、夜8時以降の外出の自粛ということが非常に強く国民の皆様に伝わっているために、むしろ夜8時までは外出してもいいし、夜8時まではお酒などのある飲食をやってもいいのだという受け止めが広がっている。それは先ほど西村大臣のお話の中にもあったように、県をまたいだ移動の自粛も本当はしているのだけれども、それがうまく伝わっていない、あるいは昼間、ランチの中で騒いだりするというのも感染のリスクがあり、そのことも自粛をお願いしたいのだけれども、それも伝わっていないということがあります。

記者会見などで田村大臣や西村大臣からははっきりそういうことが言われておりますので、国民にはある程度伝わったかもしれませんが、この改訂の際に基本的対処方針にもこういう行動は自粛していただきたい、ということをはっきり書き込むほうがより分かりやすいのではないかと、このことを意見として申し述べたいと思ひます。

具体的には、基本的対処方針の14ページの（3）の「1）外出の自粛」の項目ですけれども、ここには最初の3行で不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うということが書かれているわけですが、この段落の後に、あるいはこの文書の中で工夫していただいて、昼間の家族以外の大人数での会食なども自粛してほしいことであるとか、あるいは県をまたいだ移動の自粛であるとか、あるいはホームパーティーのような飲食店以外の場での大人数での会食の自粛。そういうような、国民の皆さんが読んですぐ、具体的にどの行動にリスクがあるのかというのが分かりやすい文面に直すことが感染防止対策を徹底していただく上でより効果的なことになるのではないかと思います。

○尾身会長 ありがとうございます。その他はございますか。舘田構成員。

○舘田構成員 政府の出した、この改訂案に賛成させていただきます。その上で2つ教えていただければと思います。

1つは、新しく7府県が追加になっている中で、これは皆さん方、朝のアドバイザーボードでも色々議論されましたけれども、栃木県が入っているということで、それは、これまでは大都市あるいは大都市と生活圏を共有するような、そういった地域という形が入っていたのに加えて、今回は栃木県が入って、ちょっと違う感じがするわけですけれども、これに関しましては西村大臣が知事とお会いして、色々状況を、医療のひっ迫度合いをお伺いしているということですから、少しそれを共有していただければと思うのですけれども、恐らく数字だけを見ると、朝のアドバイザーボードでも、広島や奈良、宮崎、群馬といった地域でも結構大変な状況になりつつあるということが共有されたわけですけれども、今回、栃木県での医療のひっ迫度のことには直接の声ということで少し教えていただければということが一点です。

それともう一つは、先ほど谷口先生からもありましたけれども、緊急事態宣言が出されて既に6日が経とうとしているわけですけれども、その中で、この緊急事態宣言の意味は、やはり先ほど大臣がおっしゃったように、政府と知事がワンボイスで訴えていくという姿勢が非常に大事。やはり、これは知事の責任というか、リーダーシップが非常に大事になるのではないかなと思います。それは地域の特徴を知って、地域のリスクを一番分かっている人がリーダーシップを発揮していただきたいわけですけれども、そういう意味で、6日しか経っていないわけですけれども、それぞれの知事が例えば営業時間の短縮に関して、それぞれが活動して、どういう成果が得られつつあるのかということや、ぜひ政府としても把握しながら、それをさらに推進していくような、そういった活動につなげていただければというふうに思います。

○尾身会長 ありがとうございます。それでは、釜薙構成員。

○釜菴構成員 福岡県の小川知事の報道が先ほどテレビに出ていましたけれども、国から今後の該当県、緊急事態措置を行う該当県は当面増やさないというような御説明があったというふうな御発言を聞きましたけれども、これまで指摘されているように、色々な都道府県の状況はどんどん変わりますし、また、場合によって非常に感染の拡大がひどくなる地域はこの宣言あるいは措置の対象にしなければならないという事態も想定されるわけなので、今回、最初の東京を含めた4都県の検討の様子と、それから、新たに7府県を加えるところの検討を見ますと、今回の7つ増やすことについてはやや唐突というか、あまり経緯の説明をいただかないうちに突然、諮問委員会の開催になったように感じておまして、できればその検討の経過などもしっかり踏まえながら最終的な諮問にお答えするということができるというふうな感じがしております。

質問は、今後の措置を行う対象県を増やしていく見通し等についてのお考えと、そして、谷口先生が言われた評価の仕方。この措置を行ったことによる効果がどうだったのかということの評価についての現時点でのお考えを事務局から教えていただきたいと思っております。

○尾身会長 それでは、岡部構成員、どうぞ。

○岡部構成員 今の状況と、それから、各自治体の方々が責任を持って、自分のところかこういう措置が必要であるというふうなお考えなので、基本的には賛成をします。

ただ、釜菴先生もおっしゃったように、その前でのエビデンスを持った、あるいはデータ等々を示した上での要望に対する議論がなかったというのはちょっと残念なところでありまして、今後、ほかの自治体から御意見のあった場合には、そういうようなサイエンティフィックなデータについても一緒に提示をしていただければ、判断するのに我々としてはやりやすいというところがあります。

それから、これが最後の手段だというふうな御意見がありましたけれども、よくハンマー・アンド・ダンスという言葉の中のこのハンマーの打ち方としては、分科会等々も言っているように比較的、的を絞ったような形でのやり方になっているので、決して私は最後の手段ではないというふうに思います。つまり、幅広のハンマーというふうな方法もあります。

ただ、医療がひっ迫している、あるいはひっ迫手前であるというのは事実なので、もしこの先、進んでいくのだとすると、一般医療に目をつぶらざるを得ないというふうなことも次の手段としてはあり得ると思うのですけれども、つまり災害時の医療に近い、あるいは災害時の医療と同様で、全てそれに集中するというふうなことも次の手段としてあると思うのです。

ただ、そのときに考えておかななくてはいけないと思うのですが、この病気の現在の致

死率は我が国において2%っていないのです。1.5%で、ただし高齢者になると10%近くになってきたり、若者たちでは0.1%いかないというような状態を考えて今後考慮する必要があると思うのですが、そのときに先ほど特措法あるいは感染症法改正の話も出ておりましたけれども、その際にこういうような重症疾患と、もともと一類疾病であるとか、あるいは特措法のときには致死率2%、5%、10%というような病気を想定してつくっているものである、その根本的な議論が必要であるというふうに思います。

最後の1点ですけれども、非常事態というような状況に置かれたときは何でもどんどん厳しくしていく傾向は必ずあると思います。ただ、我が国の感染症法あるいは特措法の場合も、基本的な人権であるとか、あるいは私権についてはできるだけ迷惑をかからないというようなこともありますので、そういうようなところに関わる改正があれば、きちんとした議論で、あまり早急にばたばたと決めるようなことはないようにということをお願いしておきたいと思います。

○尾身会長 それでは、ここでまずは事務局のほうから。

○事務局（池田） 後ほど大臣の方からお答えする部分があるかもしれませんが、幾つかいただきました御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、竹森構成員から、飲食の場における接触を抑えることで感染が抑制できるのかとのご質問がありました。飲食の機会は、感染リスクが高い場面でございますので、飲食の機会を抑えるのは重要ですが、飲食の機会を抑えるに当たっては、飲食にまつわる様々な環境、そもそも、人出を減らしていかなければならないであるとか、飲食に連なるような様々な対策を包括的にやっていかなければならないと考えております。

それから、持ち駒を使い果たしたのではないかとのご質問は、先ほど岡部構成員にお答えしていただいたとおりでありますし、今日のアドバイザリーボードの評価のペーパーの中でも、取組の効果をしっかりと分析・評価をして対策の在り方を検討すべきだとされております。それは、新たな対策という場合もありますし、今の対策が十分徹底されておらず、これをもっと徹底する方法があるかもしれません。

また、どこで感染が広がっているのか。飲食以外にもイベントも例にご質問をいただきました。これはリスクの高低の問題でございますので、飲食以外のものは全くリスクがないわけではございません。イベントであっても、やはり一定のリスクはございます。その上で、感染拡大防止の観点から人と人との接触の機会を減らすということと、ある程度、経済を回していくこととのバランスの中でどこまで考えていくのかという問題であらうかと考えております。

谷口構成員から、宣言対象以外の地域を今後どうするのかというご質問がございました。緊急事態宣言の対象になった地域だけが様々な、例えば営業時間の短縮要請を行う

のではなく、現在、宣言の対象ではない地域においても、様々な感染防止策は取られております。特に今回の対処方針の中で20ページに、現在はステージⅢなのだけでも、ステージⅣに近づいている団体は、この緊急事態宣言の措置に準じた措置を講じてくださいということを書いております。こういった対処方針を通じて、緊急事態宣言の対象区域でなければ、全く行動制限がかからないということではなく、対策の強弱をつけながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

小林構成員から、県跨ぎの移動や昼間の外出自粛ということについて、もう少し分かりやすく書いた方がいいのではないかと御指摘を受けました。これについては、前回の分科会でも御指摘を受けたところでございます。これは、私どものメッセージの出し方であろうかと考えております。我々のメッセージ性を強化していくとともに、夜8時以降の外出だけが自粛対象なのではなくて、日中における外出の自粛要請も各自治体と連携して徹底してまいります。具体的には、日中の街中における声かけなどを、自治体への通知を出しながら、各自治体と連携して行ってまいります。

釜菴構成員から対策の評価の仕方について御質問がございました。評価の仕方について、現在、固定的に考えているものであるわけではなく、諮問委員会や分科会の専門家の皆様、アドバイザリーボードの皆様とよく御相談しながら考えていきたいと思っております。当面、新規報告数の増減となって現れてくる以前に、人流がどうなっているか日々モニタリングできます。そういったもので対策の効果をチェックしながら、最終的には2週間経った後の次の2週間。そこで専門家の御意見も伺いながら、しっかりと評価をしてまいりたいと考えております。

他にも多くのご意見をいただきましたが、今後の執行に当たっての御意見として、しっかりと受け止めさせていただきます。

○西村国務大臣 私から何点か、お答え申し上げます。

まず、今回の措置ですけれども、これはこれまでの流れの中で分科会からも御提言いただいて、やはり感染拡大の起点となっているのは飲食の場だということで評価をいただきましたので、どうしてもそこはこれまでも強調されてきましたし、多くの皆さんがそこは危ないというのは分かっておられるわけでありまして。したがって20時までの時短が一つの柱であり、そして、20時以降は外に出ない。これはこれまでも指摘されているように、長時間、飲酒で大人数が最もリスクが高いということの5つの場面の象徴的なものでありますから、ここは強調されてきたわけでありまして。

ただ、それが故に、裏返すと昼間はいいのではないかと、これは変な理解につながってしまう部分があって、改めて私からも再三申し上げているし、色々な発信をしてきているのですけれども、昼間の食事が安心なわけではありませんので、もちろん、お酒を飲まないとか短時間で済むという意味ではリスクは低いのかもかもしれませんけれども、やはりふだん会わない人と会うことは、食事するのは非常にリスクが高いというこ

とでありますので、改めてここは発信をしっかりと強化をしていきたいというふうに思っておりますし、この点、専門家の先生方にもぜひワンボイスで、ぜひ発信をしていただけとありがたい。

そして、県をまたぐ移動も私も申し上げておりますし、ここもややこしいところで、ここで基本的対処方針を直すと、これまで入っていなかったのか、ということになってまいりますので、少し難しいところですが、県への通知や発信といったものをぜひ強化をして、しっかりと書かせていただきたいというふうに思っております。

その上で、飲食だけが焦点ではありませんので、そこにやはりつながる人の流れとか、最終的には人と人の接触を減らさなければいけないということでもありますので、テレワーク7割というのも去年の4月、5月にやっていただいた、これは相当強力なお願いで、経済界にとっても、もう既に7割、ふだんからやっている企業もありますけれども、そうでない企業も含めて、エッセンシャルワーカーを除いて、そういうことをお願いしておりますので、これは非常に強い措置であるというふうに認識をしております。

今日、昨日の朝の東京駅の人出とか何かのデータは出てきていますので、これがどのぐらい、今、浸透してきているか。もちろん、東京駅だけで見るわけではなく、幾つかの駅が出てきていますけれども、企業側も準備があるでしょうから、去年の春もそうでしたけれども、一気にぐっと減るということではなく、だんだん減ってきますので、その辺りは企業側の対応も我々も理解をしなければいけませんけれども、しかし、相当強いお願いをしているということで、これは大企業も、商工会議所、中小企業も含めてお願いをしているところであります。

その上で、それぞれの知事とのやり取りを少し御紹介しますと、栃木は、これは参考資料2で栃木県のデータを含めて、ほかの県のデータも出ております。横紙の大きな、医療提供体制など6つの指標について書いてあるものであります。一番上に栃木県が書いてあります。

注目すべきは右から3番目の10万人当たり45人という、これは大阪や福岡よりも多く、今回指定する中では圧倒的に多い、東京、神奈川に次ぐような数字になっておりまして、本当の首都圏の中心部ではありませんけれども、かなり感染が増えている。そして、その右側の前週比も1.9倍ということで、ほぼ倍増してきているわけでありまして。

そうした中で、陽性率も17.1%。45.76の左側です。10%をはるかに超える中で、左の端ですけれども、病床も49.5%と、日々、悪化をしてきているということでもありますし、知事の特に印象に残る言葉としては、入院調整中の人々が地方部で900人いる。東京もちろん、もっと多いわけですが、栃木で900人の方が入院できずに調整をしているということでありまして、これが日々、これだけの感染者が続くともっと増えていくということで、知事から非常に強い危機感が示されたところでもあります。こういった指標を見て、私ども、この栃木も対象になるということで判断をさせていただいたわけでありまして。

それから、福岡につきましては、同様に参考資料2の右から3番目で、40人を超える、40.75ということでありまして、その右側の直近1週間とその前1週間の比が1.99という、ここも急激に増えてきているところでありまして。医療は左端で、78%、61%と、はるかに基準を超えてきているということで、知事には非常に厳しい状況であるということをお伝えいたしました。

私から福岡県の小川知事に申し上げたのは、危機的な状況であると。ここでやはり緊急事態宣言を発出して、強い対策を取ってほしいと。実は、福岡県はまだ時短もやっていないのです。ですので、ぜひそうした強い対策をお願いしたいということをお願いし、知事のほうもこの状況を共有する中で緊急事態宣言に取り組もうということになったわけでありまして。

ちなみに、それ以外の出ている地域のお話を少しさせていただくと、茨城、群馬もかなりの数が出てきております。ただ、ここも10万人当たり25人にはまだ行っておりません。

参考資料3で、全体の縦長の表があるかと思えます。上から10番目ぐらいに群馬がありますけれども、これは2枚になっておりますので、感染状況は1枚目になります。10万人当たりで、左から3列目。まだ群馬と茨城は25人には達していないという中で、それぞれ知事とも話をさせていただきました。

それぞれの知事からは、医療体制増強も含めて、今、全力で取り組んでいるので、今の時点で緊急事態宣言を出していただいて強力な措置をするまでは至っていないという判断でございました。データを見てもそういったことで、陽性率も茨城はまだ5%台でもありますので、そういったことから判断をさせていただいて、今回は対象としないということで本日提案をさせていただきました。

それから、滋賀と奈良。ここは、確かに滋賀も厳しい状況ではあるのですが、感染経路不明が24%ですから、かなりの部分を追いかけているということと、奈良については陽性率がまだ9%台。かなりここも厳しいのですが、ここは直接、知事とは話をしておりませんが、関西広域連合の代表から、近畿圏では大阪、兵庫、京都が厳しいと。この3つをお願いしたいということで要請をいただいておりますので、そういった状況があることを御理解いただければと思います。

それから、広島につきましては、厳しい状況であるのですが、一旦増えたものが午後8時までの時短によってかなり減少傾向にあって、陽性率が今、5%でありまして、前週比も1.03ということで、横ばいの状況。それで、知事と話しました。厳しいのは広島市ということで、広島市の対策を強化するというので、私どもも支援をしたいということで、緊急事態宣言ということではなく取り組むということになっております。指標もそういうことで、陽性率5%と、比較的低い数字であります。

最後に、熊本と宮崎。それぞれの知事とお話をさせていただきました。このポイントは、両方とも感染経路不明が非常に低くて、宮崎は9%で、かなりの程度、クラスタ

一で追いかけております。熊本も18%ですので、かなりしっかりと追いかけております。陽性率も熊本は6%ということで、それぞれ地方であってはかなりの数が増えていますが、宮崎は自ら独自の緊急事態宣言を出して対応しているというところで、先ほど何人かの先生からありましたとおり、こういった地域の状況については国としてしっかりと支援をしていくということで、できれば緊急事態宣言を出さずに済むように頑張るといふことでもありますので、しっかりと応援をしていきたいというふうに思っております。

ちなみに九州で言えば、やはり福岡が九州の中心だと。これは熊本も宮崎も、また九州の方々も、福岡を抑えないと九州全体に触らないということも理解がありますので、私どもも今回、対象には福岡県をさせていただいたということでもあります。

要望があった時点からこういう状況を先生方にもお伝えできればいいのですけれども、もう日々、ずっと私も連絡しているものですから、十分な御説明はできずに、この諮問委員会での説明というふうにさせていただければと思います。

○尾身会長 どうもありがとうございます。それでは大体、大事な点は議論されたと思うので、これだけは最後にとということがあれば。では、連合の石田副事務局長。

○石田副事務局長（日本労働組合総連合会） 前回の諮問委員会以降、雇用調整助成金の拡充、そして、サプライチェーンを対象とするという視点に立った中での周辺産業への支援という対策を講じていただきまして、本当にありがとうございました。

今回の緊急事態宣言の地域・区域の追加については、このような状況の中で連合としても賛同させてもらいたいと思っています。

ただ1つ、お願いを申し上げたい点があります。基本的対処方針の30ページに経済や雇用の関係について多くの御指摘をいただいています。特に、社会経済活動の抑制が長期化していることで、様々な業種・業態、産業に大きな影響が出ているということについては、皆さんと共有させていただきたいと思います。また、産業・雇用のセーフティネットという観点から、特に、雇用面の保護が十分でない派遣労働者や有期契約労働者、さらにはフリーランスで就業する者も含め、雇用と生活の危機に瀕していると言っても過言ではありませんし、そういう方が非常に多くなっています。さらに、今回の緊急事態措置についてはさらにこうした者の置かれている状況が厳しくなるのだと思っています。全ての働く者の生活や雇用を守るために、ぜひ政府一丸となって取組を進めていただければというふうに思っています。

今は、感染の縮小、感染を抑制する。これに最大限傾注をし、熟議するべきだと思っておりますが、こちらに記載されているとおりに、これからどうやって社会経済を成長路線に引き戻していくかということも併せて議論ができるように、そういう場の設定と、そして、長期的に見た中での色々な計画的な対応をお願い申し上げたいというふう

に思っています。

○尾身会長 どうもありがとうございます。それでは、私からも3点、国のほうにお願いを。

まず1点目は、多くの構成員の方が異口同音に、一体感のあるメッセージということで、先ほど小林構成員から、こちらの対処方針にもう少ししっかり書いたほうが良いという提案がありましたけれども、こちらにしっかり書くということも非常に重要ですが、実は基本的対処方針の15ページのほうの上を見れば様々な具体的なことが書いてあるのです。午後8時以降の自粛をとというようなことだけではなくて、今まで議論した広範なことがかなり書いてある。したがって、私は強く思うのは、基本的対処方針にもっと書くということは、もちろん必要であればやれば良いと思いますけれども、今、一番求められているのは結局、こうした議論が実際の一般の市民にどう感じられて、それがどう行動変容に結びつくかという一点で、これ以上でも以下でもない。そこにこの時期に、我々はもう一回、みんなが集中する必要があると思います。

そういう中で、確かに一部、正しくないメッセージとして仮に受け取られたのであれば、それをすぐ修正するということが極めて重要で、午後8時以降ではなくて、これは我々、分科会でも提言で、外出、人の移動は自粛していただきたいということを再三言っていて、午後8時だけなどということは一言も言っていないのです。政府の基本的対処方針もそういうふうに言っている。

つまり、ここは午後8時以降という一点だけではなく、その周辺を全部やらなければいけないということはもう皆さん御承知で、ただ、今のこの状況は、結果として人々がそういう受け取り方をしているのであれば、これを直さないと、幾ら今まで我々は提案していたと言っても、結果ですから、これはぜひここにいる構成員の方、両大臣、総理、知事、みんな一体となってメッセージを発信する。今、求められていることは、感染者とそうでない人の接触を減らすこと。接触がどういう場面で起こるかという、別に飲食店だけではないということはもう明らかで、それ以外の3密であったり、会話したときにマスクをしていない、あるいは大声ということ、いわゆる基本にもう一度立ち戻るのだという一体感のあるメッセージが非常に必要なので、ぜひ、それをお願いします。

それから、2番目です。これは谷口構成員、竹森構成員から、ある程度、シナリオをつくっておいたほうが良いという、これは私も大賛成で、今、両大臣には既に毎日お会いしているので、特に西村大臣にこれは申し上げていて、ぜひそうしていただきたいのは、例の勝負の3週間というものがありませんか。勝負の3週間が終わる数日前に、やはりなるべく早い時期に、ある程度、シナリオを用意しておくことが必要で、今、申し上げているのは、ある程度、3週間が終わる前に幾つかのシナリオを書いて、想定して、そのときにベストケースシナリオならいいけれども、ちっとも下がらないというときにはかなり強い緊急事態宣言というようなことを検討する必要があるということが今回

も一緒だと思います。私は2月7日までに、これが国、自治体、国民、事業者が一体になって、何とか2月7日までに下げる。みんなで集中することが求められて、今、その方向に行っていますね。色々なところで一体感が今、出つつある。しかし、これはリスク管理の要諦で、必ずしも期待どおりにいかないこともあり得る。それらに対してはやはり用意をしておくことが極めて重要で、2月7日になる前に、既に私はシナリオを書いておいたほうが良いと思います。

簡単に言えば2つのシナリオしかないと思います。まず、ある程度、これがベストケースシナリオでいく場合には何をすべきか。これはもちろん、評価の下に分析をして、かなり急速に期待されたレベルに下がってきているという方向。そうであれば、一部のことは少しずつ解除していったいいし、一部のことは維持する。そういうことだと思います。では一体、何をするかというのは、これからの評価でどれが利いているのか利かないのかを検討して決めるということだと思います。

それから、もう一つのシナリオはそれ以外の場合。つまり、急速に下がらない場合。これには色々あると思います。もっと上がってしまっている場合。横ばい。非常にまだ減少傾向が鈍い場合。これらは基本的には一緒です。これは何かというと、何か対策を強化しなくてはいけないということですね。だらだら行ったら、そういう場合にはこれも評価をして、やはりもう少し強めることもあり得るということは、先ほど岡部さんが言ったとおり、そういうふうに早めに我々の間でシナリオをつくって、ある程度いったらそれは公表することも必要で、私は1か月が終わる前に言う必要があると思います。これが2点目です。

最後の3点目は、これは谷口さんがおっしゃいましたか。例の無症候の人です。症状のない人で、これについては、1月5日の分科会の、緊急事態宣言を出したほうが良いのではないかといい、あの提言にも結局、私たちは色々なことを今、やらなくてはいけないので、今、決めた対策を打つということですね。これは両大臣はじめ知事が色々なことを決めたわけですから、それを実行してもらおうと同時に、この期間にやはり準備をしていくということがあると思います。

それは、検査のことは、今のところいわゆる我々が言っている①「有症状者」、それから、②a「無症状者で感染リスク及び検査前確率が高い場合」についても少しタイムラグが出てきてしまっている。だから、それは感染を下火にしないと難しいですけども、今、状況が一体どういうことになっているのか。PCR等の検査のキャパシティがどうなって、今、何がうまくいって、何がうまくいっていないのかということはこの間に一回整理をしてもらって、分科会やアドバイザリーボードをやって、早急に整理する必要があると思います。

その上で、②b「無症状者で感染リスク及び検査前確率が低い場合」のほうについてはまた別の議論がありますけれども、少なくとも②aについても十分な検査がされていないので、これについては無症候の人でまだリスクが高い人はどうやってやるかというの

を今のこの1か月の間に早いうちに戦略をしっかり立てる。これは我々、アドバイザーボード、分科会の間と政府と共同してやらないと、1か月やっても結局は検査のことは今までどおりとなってしまうので、今でも随分改善されて、国のおかげで随分増えてきましたけれども、これについてはみんなで知恵を絞る必要が私はあると思います。

ぜひ、その辺のことを、どういう方法かはまたじっくりと考えれば、これはそんなに時間を費やしてできないので、そういうようなことだと思います。

それでは、今日の結論は、様々な構成員の方が基本的には今回の基本的対処方針の変更は支持するということだったと。ただし、これは実行するモニターのことや、色々なサジェスションがあったので、それについては国のほうにしっかりと検討していただいて対応すると。そういう条件で今日の、7つの府県が新たに加わったということ、終期についても前の4都県と一緒にということで今日の資料1、資料2、資料3について、皆さん了承ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○尾身会長 では、そういうことで、どうもありがとうございます。それでは、事務局のほうに返させていただきます。

○事務局(鳥井) 次回以降の日程につきましては、追って連絡をさせていただきます。本日はありがとうございました。